

令和3年5月31日

保護者の皆様へ

玉名市立横島小学校

校長 寺岡 伸義

## 本校における児童虐待への対応について

初夏の候、皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、子供が死に至る事件が相次いだことから、令和2年(2020年)4月に児童虐待防止法が改正され、たとえ「しつけ」を目的としたものであっても子供に対する体罰は禁止になりました。

しつけとは、子供の人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることを目指すものであり、どうすればよいのかを言葉や見本を示して子供に理解できる方法で教えることです。しかし、「こうすれば必ずうまくいく」といったセオリーのようなものはないため、大半の親が子育てやしつけで思い悩んできていることも事実です。もし、子供への対応で悩まれることがありましたら、遠慮なく学校へご相談ください。

また同時に、学校は子供を守る機関でもあります。子供が虐待を受けていると思われる場合には、市や児童相談所といった相談機関に連絡するよう法律で定められています。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、第三者に入ってもらうことで、子供との間で起きている悪循環を変えていくきっかけをつくることができます。もちろん、学校は、相談機関に連絡した場合でも、保護者の皆様と一緒にお子様の成長を見守って参ります。

どの子供も、家庭・地域そして社会全体にとって、かけがえのない宝です。家庭・地域・学校・行政で連携を図りながら、守り育てていきたいと思っておりますので、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。